付録７：ＩＭＦコードに基づく日本の予算・財政システムの透明性に関する分析・評価等

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
1. 役割と責任の明確化		
1.1 政府の範囲		
1.1.1 政府の構造と機能	○非営利活動を行う一般政府は、他の公的部門及び民間部門から明確に区分されている。[優][基] ○「国民経済計算年報」で使われている一般政府の定義は、SNA93の原則に基づいている。公的部門は、 中央政府　一般会計、特別会計、特殊法人（公団、公庫、銀行、事業団、特殊会社等） 地方政府　普通会計、事業会計 認可法人等 のように分類され、それぞれSNA93 の基準により、一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金）、公的企業（非金融、金融）等に区分される。[最] ○中央政府の予算（一般会計、特別会計、政府関係機関）には、地方政府の予算は含まれない。また、予算は、SNA93 の基準に基づいて分類、計上されているわけではない。	○財政法、会計法等の財政活動に関する明確な法的枠組みが存在する。[3] ○現行の一般会計及び特別会計の整理とSNAによる中央政府及び一般政府の概念との関係がわかりにくい。例えば、38 の特別会計のうち、中央政府に関係するものは 18 しかない。[3] ※平成 14 年4月 1 日現在の特別会計の数は37。
1.1.2 政府内での責任の分担	（異なるレベルの政府） ○日本の政府の構造は、中央政府、都道府県、市町村の3層構造となっている。憲法は、地方自治の趣旨を規定するが、異なる政府間での権限や責任の配分、課税権の調整を規定していない。それらの法的なフレームは、地方自治法、地方税法等によって規定される。[優] ○国から地方への財政的な移転は、一般目的の地方交付税交付金と特定の政策目的の国庫補助金からなる。地方公共団体の予算は、中央政府の予算に含まれないが、内閣は、地方交付税法に基づき、毎年度、地方財政計画（歳入歳出総額のマクロ的な見込額）を国会に提出し、公表しなければならない（中央政府の予算と併せて作成）。[優]	○政府の様々なレベルや政府の各部門の責任は十分に定められている。[4]

（注）1.[優]：優良慣行、[基]：基本要件、[最]：最優良慣行　2.IMFによる指摘の欄の[　]の数字はROSCのパラグラフを示す。

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
	○国が果たすべき役割に係る事務で、地方公共団体に委任する事務は、法定受託事務として、法律又はこれに基づく政令に根拠規定を定めなければならない。[優] ○地方債の発行は原則として中央政府の事前許可が必要である。ただし、2006 年には協議制に以降する予定である。 （行政府、立法府、司法府の役割） ○憲法により、3権の役割、権限が明確に規定されている。予算・財政に関係するものとしては、例えば次のとおり。[優] ・国の財政を処理する権限は国会の議決が必要であること（83 条） ・租税を課すには法律又は法律の定める条件によること（84 条） ・国費の支出、債務の負担をするには国会の議決が必要であること（85 条） ・内閣は、毎会計年度、予算を作成し、国会に提出し、議決を受けなければならないこと（86 条） ・内閣は、国会及び国民に対して、定期的に国の財政状況について報告すること（91 条）	○憲法により、司法、立法、行政の権限が明確に規定されている。[4]
1.1.3 政府活動の調整と管理	○予算及び予算外活動の調整・管理は、明確に規定されている。政府出資法人のうち、政府関係機関（住宅金融公庫等の公的金融機関）については、その予算は国会の議決対象であり、それ以外の法人（日本道路公団等）については、国が出資金、補助金、貸付、保証を提供する場合は、当該出資金等は予算に計上される。また、いずれの法人についても、借入等財務面において、主務大臣の認可、財務大臣への協議等財政統制が法律上明確にされている。[優] ○2001年1月から施行された中央省庁等改革により、内閣府及び経済財政諮問会議が創設された。内閣府は、短期及び中期の経済運営に関する事項、財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画立案のために必要となる事項等を所掌事務としており、経済財政諮問会議は、内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項について調査審議する。[優]	○財政活動に対しては集中的かつ強力な監督と監理が行われている。ただし、中央政府又は一般政府の総合的な財政状態については、十分な注意が払われていない。[5]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
1.1.4 政府と他の公的部門との関係	（政府と中央銀行） ○新日本銀行法（98 年施行）により、政府との関係、業務、政策委員会、役員等の面において、中央銀行の運営の独立性が明確にされた。日本銀行は、定期的に、国会への報告及び出席が義務つけられている。[優][基] ○日本銀行は、法令により、通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っているが、それらは国の財政活動として予算等の統制を受けている。[優][基] (政府と公的金融機関) ○一般政府と公的金融機関は明確に分離されており、公的金融機関の財政活動は一般の予算と同様に統制されている。[優] ○財政投融資制度により、公的金融機関や非金融公企業等政府出資法人、特別会計、地方政府に対して、融資及び保証を行っている。その金額額については、法人別に予算に計上され、国会の議決を経ている。[優] ○政府関係機関（6公庫、2銀行等の公的金融機関）については、法律により、その目的、業務等が規定され、更に予算は一般会計と同様に国会の議決が必要とされている。また、財務諸表を含め決算報告書が作成され、国会への提出が義務付けられている。[優] ○近年、「特殊法人のディスクロジャーについて」（1995 年 12 月閣議決定）等により、公企業の透明性向上が図られており、「OECDコーポレートガバナンス第4原則」（情報開示）はほぼ遵守されている。[最] （政府と非金融公企業） ○政府が出資する非金融公企業の予算は、主務大臣の認可が必要であるが、議会の議決対象とはなっていない。ただし、同企業に対する政府の出資金、補助金、貸付、保証等については、予算に計上され、議会の議決が必要である。[優]	○日本銀行は 1998 年の新日銀法により、独立性が明確に規定された。[6] ○財政政策のため、公的金融機関が広く利用されている。財政投融資（FILP）が、公的金融機関に対して資金を供給している。FILPの性質は擬似財政活動である。[7] ○2001 年4月より施行された財投改革（主として市場原理の強化を目的）により、郵便貯金の預託義務の廃止、政策コスト分析、財投債及び財投機関債の導入等が実施。[8] ○非金融公企業の責任（目的や事業内容）は、各設置法で規定されている。出資、貸付、移転の形で政府が提供する資金は、予算に計上され、また、国会に提出される 62 の公企業の財務諸表において報告されている。[9]

コードの項目	分　　析　　の　　内　　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
	○上記の政府関係機関と基本的に同様に、財務諸表を含め決算報告書が作成されている。また、政府出資主要法人の資産、負債、損益等については、財政法 28 条による予算参考書類として、国会へ提出されている。[優]	
1.1.5 他の経済部門への政府の関与	（金融機関以外の民間部門の規制） ○1998 年1月に、行政改革推進本部（本部長：総理大臣）の下に設置された規制改革会議において、規制制定の新たなルール、規制緩和等競争政策のあり方を調査審議しており、具体的には、「規制緩和推進3ヶ年計画」（最新版2000年3月）に基づき、規制緩和の推進を図っているところである（2001 年4月より、内閣府に設置された総合規制改革会議に機能が移転）[優] ○数次の閣議決定により、規制の制定又は改廃に係る意見提出手続き（パブリック・コメント）、規制のコスト及び効果の分析・公表等を進めることとされている。ただし、規制インパクト分析はまだ一般的に行われているわけではなく、OECDの規制改革に関する勧告は必ずしも履行されているわけではない。[優][最] （銀行部門への政府介入） ○民間金融部門の政府による株式所有は存在しない。ただし、金融システム安定化の一環として、預金保険機構等が民間金融機関の株式を取得するという特例措置がある。また、公的金融機関は存在する。[優] （直接株式投資） ○政府が直接株式を保有している民間会社は、日本たばこ産業、電源開発、関西国際空港、日本電信電話、中部国際空港の5社であり、限定されている。また、出資額等財務データは公表されている。[優]	○民間に対する規制は透明性を増している。OECDは集中的登録簿を設けるよう勧告している。[10]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
1.2 財政運営の枠組み **1.2.1 予算活動と予算外活動**	○公的資金の支出又は融資等について、包括的な法的な枠組みが存在する。憲法（85 条）により、国費を支出し、又は国が債務を負担するには国会の議決が必要であり、予算や財政の重要事項については、財政法、会計法等の法的枠組みによって、明確な役割と責任が規定されている。[優] ○中央政府の財政活動は予算及び決算により網羅的にカバーされる。ただし、非金融公企業（特殊法人）に対する出資等は予算に計上されるが、同企業の予算そのものは議決対象とはなっていない。予算は原則としてグロスベースで表示される。予備費は、憲法（87 条）により、予見し難い予算の不足に当てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出するとものとされている。なお、予備費の使用条件等については閣議決定が存在する。公的資金の使用に関して、会計検査院は独立した決算報告を行う。近年の補正予算の頻度は年2回程度。[優] ○会計法により、歳入歳出に関する会計責任（歳入徴収事務、支出負担行為、入札等）については、財務大臣及び各省庁の大臣の責任が明確かつ詳細に規定されている。また、一定分野の入札等については、情報の公表等を定める法律が存在する。[優]	○公的資金に関するコミットメント及び支出は法律によって制御され、公的資金の管理には包括的な法的枠組み（財政法、会計法等）が存在する。[11]
1.2.2 租税公課	（全ての租税に関する明確な法的根拠） ○憲法により、租税の賦課は法律又は法律の定める条件によるという租税法定主義が定められている。個別には、各税法によって、課税の基準、方法等が規定されている。[優] （入手可能性と理解可能性） ○税法、通達、ガイドライン、Ｑ＆Ａ等については、法令集、パンフレット、ホームページ等により、広く一般に公開されている。納税者の問い合わせに対応する専門の部署（税務相談室）が設置されている。[優]	○租税、関税、料金、賦課金には明確な法的根拠がある。憲法は、法律によらず新税を課すことはできないことを規定している。税法と関連する規則・手続きは明瞭である。[12]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
	（行政上の適用に関する明確な基準） ○税務職員の裁量は限定されており、執行面の手続き等を規定する通達が公開されている。 ○国税庁の内部組織として、職員の非行等があった場合に、内部監査を行う監察官制度が存在する。[優] （納税者の権利と行政上の決定の見直しに関する公開性） ○納税者の権利については、国税通則法等個別の法律において規定され、基本的にその保護が図られている。例えば、納税者が不服申立てを行う手続きが明確に定められており、国税不服審判所、一般の裁判所で審査等を受けることができる。[優]	
1.2.3 倫理上の行動規範	○国家公務員倫理法（1999）は、国家公務員の倫理の原則を定めており、具体的な、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項が政令（国家公務員倫理規程）で定められ、公開されている。[優][最]	○国家公務員の行動規範は、国家公務員倫理法に基づく規則に規定されている。[13]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
2. 情報の入手可能性 **2.1 財政活動に関する包括的な情報提供** **2.1.1 年次予算の適用範囲**	○国会で議決対象となる「予算」は、一般会計予算、特別会計予算及び政府関係機関予算の3つである。予算は、基本的には、中央政府の活動を網羅している。非金融公企業（政府関係機関（公的金融機関）以外の特殊法人）の予算は、議会で議決するものではないが、同企業に対する出資、融資、保証等については、一般会計予算あるいは特別会計予算に計上され、議決が必要である。また、地方政府の予算は対象ではない。[優][基] ○予算書は上記の3つであり、予算参考書類として、「予算及び財政投融資計画の説明」、「税制改正の要綱」、「租税及び印紙収入予算の説明」、「各省各庁所管各目明細書」、「国債及び借入金の状況」、「国有財産の現在高」、「政府出資主要法人の資産、負債、損益」、「中期財政試算」等、広範な資料が作成、公表される。 ○予算書には、一般政府レベルの財政データは掲載されていない。一般政府のデータが掲載される「国民経済計算年報」は、1年後に発行される。[優][基] ○マニュアルが推奨する予算・財政に関する報告書のうち、年央予算報告、財政報告（月次等により政府の財務上のポジションやパフォーマンスを記述）は作成されていない。[優]	○包括的な予算書と関係書類が国会及び国民に提示される。主要な予算文書は1月に国会に提出される。租税の収入見積り、特殊法人等の財務諸表等広範な参考資料も添付される。[14] ○中央政府及び一般政府の統合した財政情報は予算文書には含まれない。93年以降、財政情報は、GFSベースでは作成されていない。財務省が、報道資料として、中央政府及び一般政府（社会保障基金除く）の赤字・債務に関する見積りを発表する（予算文書には掲載されない）。[16]
2.1.2 結果と予測	○予算参照書は、所管省庁及び項・目等の別に、前年度当初予算と予算年度の予算額の対比が示され、一部については、前々年度決算額、前年度予算額、予算年度予算額の対比が示される。また、予算年度以降の3年度の歳出（国債費、地方交付税、一般歳出等の別）・歳入（税収、公債金）、収支、公債残高等についての推計が、「財政の中期展望」として示される。ただし、これは、予算年度の政策を前提として、経済成長率などの一定の仮定の下に、後年度負担額推計をもとに試算したものであり、将来の予算編成を拘束するものではない、という性格のものである。[優]	○予算書等には、一般会計及び各特別会計の収支、両会計の純計の概要表が示される。予算年度以降の3年度についての一般会計収支推計が「財政の中期展望」として国会に提出される。[15]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
	○予算の各計数の前年度及び前々年度の当初予測及び修正予測は、実績値あるいは予測実績値とともに、予算書あるいは予算参考書に盛り込まれて、対比する分析は行われていない。[優] ○「構造改革と経済財政の中期展望」（2002 年 1 月）の審議の際の参考資料として、「改革と展望」で示された各分野の具体的な改革の進め方について、内閣府が多様な可能性の中から一つを前提として選び、マクロ経済の姿や国と地方の財政の姿などがどのようになるのかを示した「内閣府試算」が示された。[最]	
2.1.3 偶発債務、租税歳出、擬似財政活動	（偶発債務） ○偶発債務に関しては、債務保証契約、損失補償契約等については、毎年の契約限度額が予算上国会の統制の対象となっているほか、決算ベースでの契約額は国の債務に関する計算書において明らかにされている。[優][基][最] ○2000 年より試験的に作成されている「国の貸借対照表」においては、偶発債務として、①保証債務及び損失補償債務負担額（01 年ベースで 54 兆円）、②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの（1400 億円）、③支払再保険金等が認識されている。[最] （租税歳出） ○予算書、予算関係書類には、租税歳出についての概算費用等の記述はないが、租税特別措置については、別途、事項別、過去 10 年間の減収額について、国会に参考として提出されている。[優][基][最] （擬似財政活動） ○財投改革によって、特殊法人の政策コスト（将来の補助金等の負担額）を開示している。[最] ○日本銀行の活動は、予算には含まれないが、その一定の収益は日銀納付金として歳入に計上される。[優][基] ○マニュアルに示されている擬似財政活動のうち、融資、外国為替管理等は、予算そのものとして扱われている。[優][基]	○財務省は、2000 年 10 月に、国のバランスシートの試作品を公表した。[17] ○財政投融資を通じた公的金融の役割、必要性、効果について明確にすべきである。民間の金融市場が発展した以上、過去において財投の理論的説明としてきた市場の失敗はそれほど正当化の材料とはならないため、財投計画の目標の見直しを表明すべきである。特に、政府系金融機関に関し、財投融資と関連する偶発債務の質をより将来を見据えた予算編成のアプローチの一環として、評価し、報告すべきである。[35]、[47] ○国の予算は、新規保証に関するデータを提示しているが、その他の偶発債務に関する情報を開示すべである。租税歳出のコストの推計値も報告すべきである。郵便貯金、政府系金融機関、公的企業に公共政策上の義務があれば、その程度に応じて、こうした擬似財政活動の性質、財政的影響を、定量化した時の根拠、必要な財政支援とともに報告するべきである。[38]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
	○非金融公企業（特殊法人）の活動は予算には計上されないが、同企業に対する出資、補助金、融資等は予算に計上されている。財投により融資を受ける公企業には、財政的なコストを示す政策コスト分析が行われている（ただし、市場価格あるいは市場金利との比較による財政的な効果の分析ではない）。[最]	
2.1.4 債務と金融資産	○予算書、予算参考書の一部として貸借対照表は作成していないが、2000 年以降、毎年、「国の貸借対照表」を作成しているところである。[最] （債務の報告） ○予算文書（財政法第 28 条による予算参考書類）において国債・借入金等政府の債務の予算年度末見込額が公表されている。「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」が四半期毎に発表されている。また、同様の時系列データについては、「国債統計年報」が年度末に発行されている。（1999 年版が 2001 年3月に発行）[優][基][最] （金融資産の報告） ○財政融資資金特別会計、国債整理基金特別会計等、特別会計が保有する金融資産については、それぞれの会計の決算等で公表されている。[優][基]	○政府保有の証券の時価と政府貸付のポートフォリオ（大部分は財投機関に対する貸付）の質のついての情報がないため、金融資産に関する情報にはかなりの不確実性が伴う。[15]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
2.1.5 一般政府を統合したポジション	○予算書、予算参考書には、一般政府レベルの連結した財政収支等は盛り込まれていない。	○中央政府、特に一般政府の予算データを提供すべきである。中央政府及び一般政府の赤字・債務の推計値は予算の参考情報として明らかにされているが、予算文書に盛り込まれているわけではない。SNAベースの中央政府及び一般政府の赤字と債務が、GFSベースの収支内訳とともに予算文書の一部として報告されていたら、各国との比較が可能となり、財政政策のマクロ経済への影響についてデータに基づく議論が可能となる。[16][36]
2.2 公表の公約及び時期		
2.2.1 財政情報の公表	○財政法により、内閣は毎会計年度の予算を、前年度の1月中に、国会に提出することを常例としている。国会に提出する予算には、歳入予算明細書、各省各庁の予定経費要求書、国庫債務負担行為の見込み額等の書類を添付することとされている。また、憲法及び財政法において、国会及び国民に対する国の財政状況等の報告を義務付けている。なお、NZ の財政責任法の求めるような「予算政策書」、「財政政策書」等の作成義務、期日を規定する法令等はない。[優][基][最] ○情報公開法が 2001 年4月より施行され、国家機密、個人のプライバシー等に関するものを除き、国民は国の情報にアクセス可能になった。	○憲法は、内閣が財政状況について定期的に国会に報告することを義務付けている。[18]
2.2.2 公表の時期	○SDDS に盛り込まれている財政関係のデータについて、公表の時期の標準と実際は次のとおりである。[優][基] 標準　実際 一般政府運営　6ヶ月後　8ヶ月後 中央政府運営　月次　8ヶ月後 中央政府債務　四半期　四半期	○SDDSの対象となるデータについては、事前発表日の予定表が出されている。中央政府データの時宜性及び定期性、一般政府データの時宜性に関するSDDSの要請は満たされていない。[19

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
3. 開かれた予算編成、執行及び報告 **3.1 予算書類** **3.1.1 財政政策の目的と持続可能性**	(財政政策の目標) ○予算書には、予算年度の予算総額、②予算年度の各省庁毎の予算額等が盛り込まれているが、予算年度以降の歳出総額の見積りは盛り込まれていない。[優] ○予算年度以降の3年度の歳出（国債費、地方交付税、一般歳出等の別）・歳入（税収、公債金）、収支、公債残高等についての推計が、「財政の中期展望」として示される。ただし、これは、予算年度の政策を前提として、経済成長率などの一定の仮定の下に、後年度負担額推計をもとに試算したものであり、将来の予算編成を拘束するものではなく、後年度の予算検討の基準あるいはたたき台となるものではない。また、支出、歳入、収支等についての中期的な目標ではない。〔優〕 ○予算前報告書に関しては、中期の歳入歳出総額等については明らかにされないものの、「予算編成の基本方針」（閣議）等により、財政のあるべき基本的考え方等は明らかにされている。[優][基][最] ○予算は会計年度開始3ヶ月前に立法に提出されていない。[最] (財政の持続可能性の分析) ○予算書類には、持続性についての定量的評価、構造的・循環的財政収支等は記載されていない。[優][最] ○OECDのガイドラインが提唱するような持続可能性を評価する長期報告書は作成されていない。また、世代会計による分析は行われていない。[最] ○10 年超の長期シナリオは作成されていない。ただし、公的年金については、20 年超の将来見通しが作成されている。[最]	○「経済見通しと経済運営の基本的態度」、「財務大臣の財政演説」が、景気の状態、国際的経済状況、新年度の見通し、政策スタンスに関する情報を提供する。[20] ○短期的なマクロ経済運営の有効性に関し懸念があり、財政状態についてのより包括的な尺度、財政動向についての定期的な報告等が必要である。 [35]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
	○中期的な経済財政運営の考え方等を示す「構造改革と経済財政の中期展望」が、2002 年1月発表された。そこでは、2010 年までの期間におけるプライマリー・バランスや債務残高の推移について、構造改革を進めた場合とそうでない場合に分けて推計し、持続可能性についての分析が試みられている。[最]	
3.1.2 財政ルール	○財政法第4条に、 ・国の歳出は、公債又は借入金収入以外の歳入をもって財源とする ・公共事業費、出資金、貸付金については、国会の議決により公債発行（建設公債）、借入金を行う ことができる旨規定されており、均衡予算原則、及び、いわゆるゴールデン・ルールが法令上明確化されている。[優] ○建設公債は、1965 年から毎年度継続的に発行されている。更に、1975 年以降は、91-93 年度の3ヶ年を除いて、公債発行に関する上記の財政法 4 条の特例法を立法化して、いわゆる特例公債を発行している。[優] ○1997 年に成立した「財政構造改革法」においては、 ・2003 年度までに国及び地方の財政赤字の対GDP比を3％以下とする ・特例公債を年々減額し、2003 年度までに特例公債依存から脱却し、公債依存度を引き下げる ことが規定されていたが、その後の厳しい経済情勢を踏まえ、経済の回復を図るため、98 年に、財政構造改革法全体の施行を当分の間停止するための法律が成立した。[優]	○現在、政府は、正式な財政上のルールはなく、中期的な財政目標もない。[21] ○1975 年までは、公債発行は建設公債に限定するという黄金律が有効であったが、75 年以降は、91～93 年を除いて、赤字公債を発行してきた。[21] ○1997 年の財政構造改革法により、2003 年までに一般政府財政赤字をGDP比3％とする中期財政目標が定められたが、98 年に、同法は景気の悪化に伴い凍結された。[21][45]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
3.1.3 マクロ経済の枠組み	○政府予算案の決定の前に、「経済見通しと経済運営の基本的態度」という、財政政策の前提となる経済の見通し等が発表される。マクロ経済の諸計数は、予算年度、つまり翌年度のものだけであり、中期的な経済・財政の予測は示されていない。[優][基] ○中期的な経済財政運営の考え方等を示す「構造改革と経済財政の中期展望」が、2002 年1月発表された。その審議の際の参考資料として、「改革と展望」で示された各分野の具体的な改革の進め方について、内閣府が多様な可能性の中から一つを前提として選び、マクロ経済の姿や国と地方の財政の姿などがどのようになるのかを示した「内閣府試算」が示された。[優][基] （中期的な予算の枠組み） ○予算案策定時、あるいは予算文書に、中期的な予算の枠組み（予算年度を越えた2ヶ年から4ヶ年の歳出歳入総額、省庁毎の支出総額等の見積り）は示されていない。「財政の中期展望」や「改革と展望」は、仮定計算であり、毎年の予算がこの中期的なフレームの中で検討され、編成されるという仕組みとなっていない。[最]	○財政政策の策定と実施のための制度的な根拠となる中期的な予算の枠組みを作り上げ、新たな財政圧力を明確に特定できる長期的な財政予測を行う必要がある。[35] ○予算の観点からも、マクロ経済の観点からも、補正予算に過度に依存している。補正予算の頻繁な利用は、当初予算における支出見積りの信頼性、財政政策のスタンスを示す指標としての当初予算の価値に対する信認を損なってきた。[41] ○当初予算は、マクロ経済の観点からみて適切な財政スタンスはどのようなものかという総合的な判断に基づいて編成すべきである。補正予算は、裁量によるかなりの財政出動を必要とするような予期せぬ動きに対処するためにのみ実施すべきである。より技術的な性質を持つ調節は予備費でカバーすべきである。[42] ○当初予算をより柔軟な方法で編成することも可能である。支出省庁と財務省の間で、ある政策や事業への予備的支出を決めることも可能である。その場合、予備的支出は当初予算に含めて国会で承認を受け、景気の動向に応じて明確に定められた方法で実行される。自動安定化装置が相対的に弱く、通常は実施のラグが出ることから、これは有効である。[43]

コードの項目	分　　析　　の　　内　　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
		○現在の3ヶ年財政予測をより体系的かつ包括的なものにすべきである。具体的には、マクロ経済と財政を予測する総合的なアプローチの一部として出すべきであり、全ての予算活動をカバーし、収支に関する詳細な情報を提供すべきである。 　また、マクロ経済と財政に関する今後5～10年の主要な数値の予測も加えるべきである、その双方で予測される指数について、代替可能なマクロ経済シナリオを描き、それが財政に与える影響を分析するべきである。毎年の予算が将来を見据えて策定されれば、現行の政策を維持した場合に生じるであろう結果をより明確に分析することができる。 　説明責任を強化し、より結果重視型の予算の編成・執行を行うための地ならしともなるだろう。[44] ○財政再建の明確な法的枠組みとなるように財政構造改革法を再策定することも1つの可能性であるが、より実情に合わせた立法を行うことが望ましい。 　この法律では、幅広い原則（中期的な債務目標、課税・支出政策の総合的な方向性、社会保障改革の優先順位等）のみを扱うべきである。短期的な目標と政策の詳細を年次予算とともに提示すべきであるが、そのいずれも、中期的枠組みの信頼性を維持し、経済面その他の必要が生じた場合にそれに対応できる柔軟性を提供するためである。[45]

コードの項目	分　　析　　の　　内　　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
3.1.4 新規政策の明確化	○支出、税制について、新規政策は、「予算の説明」等の資料において、一定の範囲内で説明されているが、予算文書に、新規の支出政策や租税政策が将来（中期的フレームで）の財政に与える効果・影響、更にその要因を分析する資料はない（ただし、税制改正の初年度及び平年度ベースの増減収見込み額は「税制改正の要綱」に盛り込まれている）。[優][基][最]	
3.1.5 主な財政上のリスク	○　2001 年2月発表の「財政の中期展望」では、基礎となる中期財政試算に加えて、消費者物価上昇率を1％上昇させた場合及び金利の前提のみを1％上昇させた場合の2つの試算を提示している。 2002 年2月発表の「後年度歳出・歳入への影響試算」では、名目成長率 0.5％の場合及び名目経済成長率 2003 年度 1.25％、2004 年度 2.5％の2通りの試算を示している。[優][基][最] ○偶発債務に関しては、債務保証契約、損失補償契約等については、毎年の契約限度額が予算上国会の統制の対象となっているほか、これらの決算ベースでの契約額は国の債務に関する計算書において明らかにされている。また、「国の貸借対照表」（2000、2001 年発表）では、「その他説明事項」として、偶発債務が取り上げられており、保証債務及び損失補償債務負担額、係争中の訴訟等での損害賠償等の請求額等が明らかにされている。 ○以上まとめると、我が国の予算文書では、「特定の財政リスク」を除く財政上のリスクについては、必ずしもIMFの求める分類で整理されているわけではないもののかなりの程度説明されている。	

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
3.2 予算の公表		
3.2.1 データの分類	○予算書は、所管省庁（組織）別にまず分類されるが、その下の「項」は、組織別、事業別、活動別等が混在した分類となっている。併せて、主要経費（経済カテゴリー）別分類が参考として示されている。[優][基] ○GFSマニュアルで推奨する分類区分とは一致しない。[基]	○データの分類は、広く容認されている基準と全面的に合致していない。支出が部分的に経済的に分類されたり、プログラム分類と機能分類の入り混じった分類が行われている。予算の取引は主として修正現金主義で記録される（商業的活動を行う特別会計では発生主義）。[23]
3.2.2 プログラムの目的	○予算文書には、主要な予算プログラムの達成すべき目標が、制度的に添付されていない。ただし、2001 年1月に施行された中央省庁等改革により、省庁は政策評価の実施が義務付けられ、一部の省庁で、プログラムの目標を示す試みが行われている。また、財政当局は、2001 年度予算編成から、省庁が予算要求をするに当たって、「施策等の意図・目的等」に関する資料を提出するよう求めている。[優][最]	
3.2.3 財政運営上のポジションを示す指標	○予算文書に盛り込まれている政府の財政状態に関する財政指標は、「一般会計」の収支尻である。これは、SNAあるいはGFSベースの計数ではなく、マニュアルが推奨する「総合収支」ではない。別途、参考として、一般政府レベルの財政赤字、プライマリー・バランスが参考として公表される。[優]	
3.2.4 公共部門のバランス	○一般政府に公企業を加えた連結した公的部門のバランスは作成していない。[優]	

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
3.3 予算執行手続き		
3.3.1 会計システム	○会計法、予算決算及び会計令により、包括的な政府会計システムが存在する。[優][基] ○会計基準は、修正現金主義であり、発生主義は一部を除き採用されていない。[最]	○会計法等の法令による明確な基準が存在する。[24]
3.3.2 調達と雇用	（調達と入札） ○オープンな入札プロセスであり、契約等に関する明確かつ包括的な規則が存在する。WTOの政府調達に準拠している。[優]	
	（雇用） ○国家公務員の採用、処遇等について、包括的なシステムが存在する。給与水準は法律により規定されており、裁量性はない。上級職員の採用は人事院による統合したシステムである。今後、公務員制度改革により、採用、昇進、評価等についての改革が予定されている。[優]	○政府職員の雇用は国家公務員法に規定されている。[24]
3.3.3 内部監査	○省庁に内部監査を義務付ける法令はない。一部の省庁において、自主的に内部監査が行われている。[優]	○財務管理のメカニズムは強いが、内部監査は十分な有効性をもっていない。内部監査に充てられる資源は不十分なため、その適用範囲と徹底性は限定されている。[25]
3.3.4 租税当局	○中央省庁等改革基本法により、国税庁等の実施庁の自律性が明確化されている。また、実施庁の実績評価システムが 2001 年1月よりスタートしており、その実績については、今後、報告書が作成される予定である。[優]	

コードの項目	分　　析　　の　　内　　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
3.4 財政報告 **3.4.1 予算及び予算外の結果**	○予算の進展に関する年央報告書は作成されていない。なお、「予算使用の状況」（収納済歳出額、支出済歳出額、それらの所管別等の計数）は四半期で、「国庫歳入歳出状況」については月次で作成されている。また、税収動向については、月次で公表されている。 [優][基][最] ○債務については、「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」は年次及び四半期で作成されている。[優][最]	○予算の執行については四半期毎に、四半期遅れで国会報告が行われている。国庫の受払いは月次も行われている（2ヶ月後）。[27] ○中央政府及び一般政府の財政実績を定期的に公表すべきである。中央政府の財政データは、四半期以上のラグを出さずに、四半期毎に出すべきである。政府系金融機関や公的企業が日本において財政政策上の重要な役割や準財政的な役割を果たしていることを考えれば、もっと時宜に叶って公的部門の統合勘定を出す努力をすべきである。 [39] ○予算に関する詳細な年央報告書を国会に提出すべきである。これにより、予算の執行状況についての包括的な最新情報を提供し、予算の基礎にある前提を見直し、予算に影響を及ぼした全ての政策決定等の詳細を示し、予算の実績についての予測を改訂し、予算に対する方針が変更された場合の理由や内容を示すことができる。 [40]

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
3.4.2 決算	○財政法により、内閣は、歳入歳出決算に、各省各庁の歳出決算報告書等を添付して、翌年度の 11 月 30 日までに会計検査院に提出しなければならない。そして、内閣は、会計検査院の検査を受けた歳入歳出決算を翌年度開会の常会において提出することとされている。[優] ○決算は会計年度末から6ヶ月以内に立法府へ提出されていない。[最] ○決算書は、予算と同じ範囲である。当初予算と決算の乖離を説明する概略表が作成されている。[優]	
3.4.3 プログラムの成果	○主要な予算プログラムの目標に対する実績を作成し、国会に提出する制度的な枠組みは存在しないが、2001 年1月より導入された政策評価制度により、一部の省庁で評価結果が作成公表されるものと期待される。[優][最]	
4. 情報の信頼性についての保証		
4.1 データの品質基準		
4.1.1 予算データ	○歳入予測（予算年度）については、予算文書において積算根拠が示されているが、歳出予測については、その積算根拠は必ずしも説明されていない。[優] ○1990 年代に入り、特に、当初・補正・決算の歳出・歳入の乖離が目立っている。補正予算は年2回程度編成されている。[優]	○予算のデータは、かなり信頼性の高い収入予測に基づいているが、支出の見積りについては問題がある。補正予算への過度の依存は、見積りや財政スタンスの尺度としての当初予算の意義を損なう。 [28]
4.1.2 会計の基準	○予算・決算は、修正現金主義ベースで記録されている。予算文書上必ずしも体系的に説明されているわけではないものの、会計原則や会計方針にについては、財政法、会計法、予算決算及び会計令とともに、予算文書の一部だある「予算総則」において示されている。[優]	

コードの項目	分　析　の　内　容	ＩＭＦによる指摘（ＲＯＳＣ）
	○会計原則や会計方針を含め、国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項については、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会で調査審議されている。[最]	
4.1.3 データの品質保証	○予算・決算は、GFS報告書と調和していない。[優][基] ○予算文書には、歳入歳出の総額の予測と実績についての相違、その要因を分析する資料は盛り込まれていない。[最] ○SDDSに加盟しており、データの質の改善を進めている。[基]	
4.2 公的で独立した審査		
4.2.1 独立監査	○会計検査院は、憲法により定められた機関であり、国の収入支出の決算は、すべて毎会計年度会計検査院が検査し、内閣は、次の年度に検査報告とともに、国会に提出しなければならない。[優][基] ○会計検査院法に、会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有することが規定されている。また、同法に、検査の範囲・方法、検査報告等が明確に規定されている。[基] ○財政政策の完全性と透明性に関する問題は報告されていない。[最]	○財政情報は有効な独立した監査を受ける。[30]
4.2.2 マクロ経済見通しの質を評価する仕組み	○マクロ経済見通しの諸前提は公表されるが（予算文書とは別に）、その質が高いことを独立的に保証する仕組み（外部監査等）はない [優][最]	○予算書とともに、予算の基礎となっているマクロ経済面での前提と予測に関する情報が提供される。年間予算の歳入見積りについては詳細な情報が提供されるが、歳出の見積りを作成するのに用いられる前提と方法論に関する情報はこれよりも少ない。マクロ経済及び財政予測についての最終結果との比較は提供されない。[31]
4.2.3 国家統計局	○独立した「国家統計局」は存在しない。財政関係の統計は、財務省、内閣府において収集されている。[優]	○日本の財政統計は1つの機関で集中的に管理されていない。[32]